

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 (行政管理課)	一
○埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 (〃〃)	二
○埼玉県迷惑行為防止条例施行規則の制定 (生活環境第一課)	三
告示	
○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造)	六
〃〃 (西部創造)	六
〃〃 (〃〃)	七
〃〃 (〃〃)	七
○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (東部創造)	七
○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (秩父創造)	八
○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (〃〃)	八
○地籍調査の成果の認証 (土地水政策課)	八

○蕨都市計画生産緑地地区の変更 (みどり自然課)	九
○保育士登録申請手数料等の徴収事務委託に係る告示 (子育て支援課)	九
○大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課)	九
〃〃 (〃〃)	九
○大規模小売店舗の新設に関する告示 (〃〃)	一一
○大規模小売店舗の変更に関する告示 (〃〃)	一一
〃〃 (〃〃)	一二
〃〃 (〃〃)	一二
○川里広島土地改良区の役員就任届 (さいたま農林)	一三
○埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示 (建設業課)	一四
○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)	一五
○収去した飼料等の試験結果の概要の公表	

(農総研水田農業研究所)	一五	の指定 (秩父県土)	二二
○普通肥料の検査結果の公表に関する告示 (〃〃)	一七	○開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土)	二二
○特殊肥料の検査結果の公表に関する告示 (〃〃)	一八	○循環器・呼吸器病センターの清掃業務委託に関する入札公告 (経営管理課)	二二
○県道狭山市停車場線の区域の変更 (川越県土)	一九	○がんセンターの清掃業務委託に関する入札公告 (〃〃)	二三
○県道狭山市停車場線の供用の開始 (〃〃)	一九	○小児医療センターの清掃業務委託に関する入札公告 (〃〃)	二四
○県道所沢狭山線の区域の変更 (〃〃)	二〇	○精神医療センターの清掃業務委託に関する入札公告 (〃〃)	二五
○県道所沢狭山線の供用の開始 (〃〃)	二〇	○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)	二七
○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)	二〇	○選挙管理委員会の招集 (選管委)	二七
○建築基準法に基づく道路の位置			

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十六号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第四都市整備部の表建築指導課の項第一号知事決裁事項の欄に次のように加える。

5 法第七十七条の三十五の十三第一項の規定に基づき、構造計算適合性判定の業務の全部又は一部の休止又は廃止を許可すること。

6 法第七十七条の三十五の十四第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消し、又は期間を定めて構造計算適合性判定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

別表第四都市整備部の表建築指導課の項第一号部長専決事項の欄5中「第七条の三第一項」を「第七条の三第一項第二号」に改め、同欄中6を削り、7を6とし、8から10までを7から9までとし、同欄11中「第十八条第十四項」を「第十八条第二十三項」に改め、同欄中11を10とし、12から67までを11から66までとし、同欄68中「第七十七条の三十」を「第七十七条の三十一」に改め、同欄中68を67とし、69を68とし、81を86とし、72から80までを77から85までとし、71を72とし、その次に次のように加える。

73 法第七十七条の三十五の九第三項の規定に基づき、構造計算適合性判定業務規程を変更すべきことを命ずること。

74 法第七十七条の三十五の十一の規定に基づき、構造計算適合性判定の業務に關し監督上必要な命令をすること。

75 法第七十七条の三十五の十二第一項の規定に基づき、構造計算適合性判定の業務に關し必要な報告を求め、又は職員に、指定構造計算適合性判定機関の事務所に立ち入り、構造計算適合性判定の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

76 法第七十七条の三十五の十四第一項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消すこと。

別表第四都市整備部の表建築指導課の項第一号部長専決事項の欄70を同欄69とし、その次に次のように加える。

70 法第七十七条の三十五の六第一項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関の指定の更新を行うこと。

71 法第七十七条の三十五の七第四項の規定に基づき、構造計算適合性判定員を解任すべきことを命ずること。

附則

この規則は、平成十九年六月二十日から施行する。

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十七号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十三号委任事務の欄1中「基づき、」の下に「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は」を、「フロン類の」の下に「引渡し又は」を加え、同欄2中「職員に、」の下に「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は」を加え、同号専決事項の欄中23を26とし、22を25とし、同欄21中「第二十四条第三項」を「第二十四条第五項」に、「同項に規定する者」を「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類回収業者」に改め、同欄21を同欄24とし、同欄20中「第二十四条第二項」を「第二十四条第四項」に改め、「基づき、」の下に「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は」を加え、「引取り又は引渡し」を「フロン類の回収の委託、引渡し又は引取り」に改め、同欄20を同欄23とし、同欄19中「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項」に改め、「第一種フロン類回収業者」の下に「又はその委託を受けてフロン類の運搬を行う者」を加え、同欄19を同欄22とし、同欄18中「基づき、」の下に「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者又は」を加え、「引取り又は引渡し」を「回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明」に改め、同欄18を同欄19とし、その次に次のように加える。

20 法第二十四条第一項の規定に基づき、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

21 法第二十四条第二項の規定に基づき、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十三号専決事項の欄17中「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に改め、同欄中17を18とし、16の次に次

のように加える。

17 法第二十条の二第四項の規定に基づき、引取証明書又は引取証明書の写しに
関する報告を受理すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第二十六号委任事務の欄1中「第六
条の二第三項」を「第六条の二第十項」に、「確認済証を交付したことの報告」を
「確認審査報告書」に改め、同欄2中「第六条の二第四項」を「第六条の二第十
一
項」に改め、同欄3中「検査の結果の報告」を「完了検査報告書」に改め、同欄4
中「検査の結果の報告」を「中間検査報告書」に改め、同欄5中「第十八条第十三
項第一号」を「第十八条第二十二項第一号」に、「第八十七条の二第一項」を「第
八十七条の二」に改め、同欄中40を41とし、19から39までを20から40までとし、同
欄18中「建築主事に指定確認検査機関に対する」を「指定確認検査機関に対し、」
に、「取る」を「とる」に改め、同欄中18を19とし、17を18とし、16の次に次のよ
うに加える。

17 法第七十七条の三十一第二項の規定に基づき、職員に、指定確認検査機関の
事務所に立ち入り、確認検査の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を
検査させ、又は関係者に質問させること。

別表第二地方機関の表さいたま県土整備事務所長、川越県土整備事務所長、熊谷
県土整備事務所長及び越谷県土整備事務所長の項委任事務の欄2及び3中「第十八
条第十三項第一号」を「第十八条第二十二項第一号」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年六月二十日から施行する。ただし、別表第二地方行政機
関の表の改正規定は、同年十月一日から施行する。

埼玉県迷惑行為防止条例施行規則をここに公布する。

平成19年6月15日

埼玉県公安委員長 由 木 義 文

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県迷惑行為防止条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県迷惑行為防止条例（昭和38年埼玉県条例第47号。以下
「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(命令)

第二条 条例第7条第4項の規定による命令は別記様式第1号の命令書により、同
条第6項の規定による命令は別記様式第2号の命令書により行うものとする。

(公安委員会規則で定める地域)

第三条 条例第7条第5項の公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域と
する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)(表面)

第 年 月 日

住所
氏名
生年月日
所属階級
氏名
印

命 令 書

あなたが行った次の誘引行為は、埼玉県迷惑行為防止条例第7条第3項の規定に違反するので、同条第4項の規定により、当該違反する行為を中止することを命ずる。

1 日時 年 月 日 時 分 ころ

2 場所

3 内容
不特定の者に対し、次に掲げる者となるように呼び掛け、又はピラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して、誘引したもの

- 歓楽的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食させる行為又はこれを仮装したものの提供(当該提供に係る行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)を受ける客
- 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食させる営業に関する情報の提供を受ける客又は利用者
- 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなす行為(人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)をする役割に従事する者

(注) 1 該当する□に印を付すこと。

2 教示文は、裏面のとおり

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、この処分を行った警察官の所属する警察署長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づき、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第2号(第2条関係)(表面)

命 令 書

住所	年 月 日	第 号
氏 名		年 月 日
生年月日	年 月 日	
		所 属
		階 級
		氏 名
		印

あなたが行った次の客引き等の相手方となる者を待つ行為は、埼玉県迷惑行為防止条例第7条第5項の規定に違反するので、同条第6項の規定により、当該違反する行為を中止することを命ずる。

1 日 時 年 月 日 時 分 ころ

2 場 所

3 内 容

- 次に掲げる行為について、客引きをし、又は利用者となるよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き又は勧誘の相手方となる者を待っていたもの(第7条第1項第1号のための客待ち)
 - 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧
 - 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売
 - 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの提供
 - 歓乐的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食させる行為又はこれを仮装したものの提供
 - 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなし飲食させる営業に関する情報の提供
 - 次に掲げる行為について、不特定の者に対し、呼び掛け、又はピラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して、客となるよう誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で誘引の相手方となる者を待っていたもの(第7条第1項第2号のための客待ち)
 - 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧
 - 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売

(裏面)

- 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの提供
- 歓乐的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食させる行為又はこれを仮装したものの提供(当該提供に係る行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。)
- 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘する目的で公衆の目に触れるような方法で勧誘の相手方となる者を待っていたもの(第7条第1項第4号のための客待ち)
 - 人の性的好奇心をそそる行為の提供
 - 人の性的好奇心をそそる見せ物への出演
 - 人の性的好奇心をそそる物品の配布となる行為
 - 歓乐的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなす行為
- 次に掲げる行為について、不特定の者に対し、呼びかけ、又はピラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して、当該行為をする役務に従事するよう誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で誘引の相手方となる者を待っていたもの(第7条第1項第5号のための客待ち)
 - 人の性的好奇心をそそる行為の提供
 - 人の性的好奇心をそそる見せ物への出演
 - 人の性的好奇心をそそる物品の配布となる行為
 - 歓乐的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなす行為(人の通常衣服で隠されされている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。)

(注) 1 該当する□にシ印を付すこと。

2 教示文は、下記のとおり

教 示 文

- 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、この処分を行った警察官の所属する警察署長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について

この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づき、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別表(第3条関係)

区 分	地 域
さいたま市	宮町1丁目、宮町4丁目、宮町5丁目、大門町1丁目、大門町2丁目、仲町1丁目、仲町2丁目、桜木町1丁目、桜木町2丁目、錦町、下町1丁目
川口市	西川口1丁目、西川口3丁目、並木2丁目、並木3丁目、芝薮町
蕨市	塚越1丁目、中央1丁目
熊谷市	星川1丁目、星川2丁目、弥生1丁目、弥生2丁目、筑波1丁目、筑波2丁目、筑波3丁目、本町1丁目、本町2丁目、桜木町1丁目、宮前町2丁目、鎌倉町

告 示

埼玉県告示第九百七十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日
平成十九年六月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人尾間木学童クラブ

三 代表者の氏名

中田 よしみ

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市緑区東浦和四丁目

二十四番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、会員の協働により運営し、放課後等において保育を必要とする小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことによつて、児童の心身の健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百七十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月十五日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年六月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人富士見市老人クラブ連合会

三 代表者の氏名
瀬谷 貞夫

四 主たる事務所の所在地
埼玉県富士見市鶴瀬東一丁目十番三十四号渋谷ビル二階

五 定款に記載された目的
この法人は地域の高齢者に対し、「趣味、技術等を通じ、健康な生活をし、社会参加、社会貢献」を図り、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.satamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年六月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人保険総合サポートセンター

三 代表者の氏名
磯崎 寿幸

四 主たる事務所の所在地
埼玉県越市旭町二丁目十九番地六十四号旭町ビル一階

五 定款に記載された目的
この法人は、生命保険、損害保険等に関して諸問題をかかえる不特定多数の団体及び個人に対して、専門的知識に基づいた的確な助言を中立・公正な立場で行い、生活の向上と安心が実現することを旨とし、非営利団体として公益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律

第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.satamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年六月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人狭山市の高齢社会を考える会

三 代表者の氏名
山川 昭吾

四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市大字南入曾千四十八番地の四十一

五 定款に記載された目的
この法人は、本格的な少子高齢化社会、高度情報社会を健康で生きがいをもって生活するために、どのような社会としていくかについて考え、それを

具体化するための施策を提言し、的確な推進を図ることにより心豊かな地域社会に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.satamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年六月八日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぶなの里越谷

三 代表者の氏名
藤坂 奎介

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市東越谷四丁目三番地九五
定款に記載された目的

(変更前) この法人は、越谷市の精神障害者に対し、地域で安心して生活が出来るよう支援するとともに、誰もがこころ豊かに生活できるように地域精神保健福祉に関する事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、越谷市の障がい者に対し、地域で安心して生活が出来るよう支援するとともに、誰もがこころ豊かに生活できるように地域保健福祉に関する事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百八十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年六月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人知々夫清流会

三 代表者の氏名
新井 照久

四 主たる事務所の所在地
埼玉県秩父郡横瀬町横瀬五千二百六十六番地

五 定款に記載された目的
この法人は、秩父活性化の促進に対して、農業の衰退及び過疎化防止に関する事業を行い、農業の生産向上、品質向上、販売ルートの確保及び、結婚支援、出生率向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百八十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款の申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

ンターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年六月五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ケルン

三 代表者の氏名
齋藤 和子

四 主たる事務所の所在地
埼玉県秩父市中村町三丁目十二番二十三号秩父市ふれあいセンター内

五 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、ノーマラゼイションの理念に基づき、精神障害者

埼玉県告示第九百八十四号

熊谷市及び狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
熊谷市	平成十六年度 平成十七年度 平成十八年度	地籍図 十六枚 一冊	吉岡一	平成十九年 六月七日

の社会的自立と自己実現のための活動と交流の場を提供する精神障害者小規模作業所の運営と、精神障害者と家族の社会的孤立をなくし住民に対して心の健康づくりに役立つ活動を行うことで、障害を持っても安心して暮らせる豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、ノーマライゼーションの理念を基本として、精神障害者の社会的自立と自己実現のために障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行い、精神障害者と家族の社会的孤立をなくし住民に対して心の健康づくりに役立つ活動を行うことで、障害を持っても安心して暮らせる豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

狭山市	平成十七年度 平成十八年度	地籍図 地籍簿	十八枚 一冊	狭山第四十	平成十九年 六月七日
-----	------------------	------------	-----------	-------	---------------

埼玉県告示第九百八十五号

蕨市から蕨都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第二十條第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成十九年六月十五日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百八十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八十八條第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
埼玉県手数料条例例(平成十二年埼玉県条例第九号)別表福祉部の項第二号、第三号及び第四号に規定する手数料	東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号 社会福祉法人日本保育協会 理事長 佐々木 典夫	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

埼玉県告示第九百八十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定により

公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

鴻巣市大字箕田千七百七十一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) ビバホーム鴻巣店

(変更後) スーパービバホーム鴻巣店

ハ 変更年月日

平成十九年四月一日

ニ 届出年月日

平成十九年五月三十一日

二 縦覧期間

平成十九年六月十五日から平成十九年十月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八條第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年六月十五日から平成十九年十月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定による届

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により
 公告し、及び当該届出等をおり縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

鴻巣市大字箕田千七百七十一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 一万二千七十一平方メートル

(変更後) 一万四千四百六十六平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場一 位置 図面省略 収容台数 三三〇台

駐車場二 位置 図面省略 収容台数 三九七台

駐車場三 位置 図面省略 収容台数 七三台

駐車場四 位置 図面省略 収容台数 九一台

駐車場五 位置 図面省略 収容台数 三五台

駐車場六 位置 図面省略 収容台数 二八台

合計 九五四台

(変更後)

駐車場一 位置 図面省略 収容台数 二七八台

駐車場二 位置 図面省略 収容台数 四〇一台

駐車場三 位置 図面省略 収容台数 五四台

駐車場四 位置 図面省略 収容台数 一六四台

駐車場五 位置 図面省略 収容台数 三六台

駐車場六 位置 図面省略 収容台数 四一台

合計 九七四台

(変更前)

駐輪場一 位置 図面省略 収容台数 九二台

駐輪場二 位置 図面省略 収容台数 四二台

駐輪場三 位置 図面省略 収容台数 七四台

駐輪場四 位置 図面省略 収容台数 一〇八台

駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 駐車場一、二 位置 図面省略 出入口の数 二箇所

駐車場三 位置 図面省略 出入口の数 二箇所

駐車場四 位置 図面省略 出入口の数 二箇所

駐輪場五 位置 図面省略 収容台数 八四台

駐輪場六 位置 図面省略 収容台数 一三〇台

合計 五三〇台

(変更後)

駐輪場一 位置 図面省略 収容台数 一〇四台

駐輪場四 位置 図面省略 収容台数 六〇台

駐輪場五 位置 図面省略 収容台数 二五台

駐輪場六 位置 図面省略 収容台数 六五台

駐輪場七 位置 図面省略 収容台数 六四台

駐輪場八 位置 図面省略 収容台数 一七七台

駐輪場九 位置 図面省略 収容台数 一二台

駐輪場十 位置 図面省略 収容台数 一二台

駐輪場十一 位置 図面省略 収容台数 五八台

合計 五七七台

荷捌き施設の位置及び面積

(変更前) 荷捌き施設一 位置 図面省略 七七・六九平方メートル

荷捌き施設二 位置 図面省略 一二四・七平方メートル

荷捌き施設三 位置 図面省略 一〇三・七八平方メートル

合計 三〇六平方メートル

(変更後) 荷捌き施設二 位置 図面省略 一二四・七平方メートル

荷捌き施設三 位置 図面省略 一〇三・七八平方メートル

合計 二二八平方メートル

廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前) 廃棄物保管施設一 位置 図面省略 二九・一六立方メートル

廃棄物保管施設二 位置 図面省略 二九・一六立方メートル

合計 五八立方メートル

(変更後) 廃棄物保管施設一 位置 図面省略 二九・一六立方メートル

廃棄物保管施設二 位置 図面省略 二九・一六立方メートル

合計 五八立方メートル

駐車場五 位置 図面省略 出入口の数 二箇所
 駐車場六 位置 図面省略 出入口の数 一箇所

合計 九箇所

(変更後) 駐車場一、二 位置 図面省略 出入口の数 二箇所

駐車場三 位置 図面省略 出入口の数 二箇所

駐車場四 位置 図面省略 出入口の数 四箇所

駐車場五 位置 図面省略 出入口の数 二箇所

駐車場六 位置 図面省略 出入口の数 二箇所

合計 一二箇所

ハ 変更年月日

平成二十年二月一日

二 届出年月日

平成十九年五月三十一日

二 縦覧期間

平成十九年六月十五日から平成十九年十月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年六月十五日から平成十九年十月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

さいたまコープ コープ桶川店

桶川市坂田東特定土地区画整理地内 四街区一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

ダイワロイアル株式会社 代表取締役 越智 壯

東京都台東区上野七丁目十四番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

生活協同組合さいたまコープ 理事長 石川祐司

さいたま市根岸一丁目五番五号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年一月三十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三九二・一八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

建物外一階平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 六〇台

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三〇立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十一時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置
位置 図面省略 出入口二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成十九年五月三十日

二 縦覧期間

平成十九年六月十五日から平成十九年十月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年六月十五日から平成十九年十月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百九十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ココロ吉川

吉川市栄町千五百十九他

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

イオン株式会社 代表取締役 岡田元也 外十二社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

(変更後)

株式会社カスミ 代表取締役 小濱祐正 外十一社

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

ハ 変更年月日

平成十八年六月二十日外

ニ 届出年月日

平成十九年五月三十一日

二 縦覧期間

平成十九年六月十五日から平成十九年十月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年六月十五日から平成十九年十月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百九十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク佐谷田店

熊谷市佐谷田二千四百六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 千九百六十四平方メートル

(変更後) 二千五百八平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 一六八台

(変更後) 平面駐車場一 位置 図面省略 収容台数 一六一台

平面駐車場二 位置 図面省略 収容台数 三五台

合計 一九六台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 駐輪場 位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

(変更後) 駐輪場一 位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

駐輪場二 位置 図面省略 収容台数 二〇台

合計 一二〇台

荷捌き施設の位置及び面積

(変更前) 荷捌き施設一 位置 図面省略 一四七・七平方メートル

(変更後) 荷捌き施設一 位置 図面省略 一四七・七平方メートル

荷捌き施設二 位置 図面省略 四二・九平方メートル

荷捌き施設三 位置 図面省略 四二平方メートル

合計 二二二・六平方メートル

廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前) 廃棄物保管施設一 位置 図面省略 四三・六立方メートル

(変更後) 廃棄物保管施設一 位置 図面省略 四三・六立方メートル

廃棄物保管施設二 位置 図面省略 六立方メートル

合計 四九・六立方メートル

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 平面駐車場 午前七時三〇分から翌午前二時三〇分

(変更後) 平面駐車場一 午前七時三〇分から翌午前二時三〇分

平面駐車場二 午前七時三〇分から翌午前二時三〇分

荷捌き施設において荷捌きを行なうことができる時間帯

(変更前) 荷捌き施設一 午前六時から午後一〇時

(変更後) 荷捌き施設一 午前六時から午後一〇時

荷捌き施設二 午前七時から午後一〇時

荷捌き施設三 午後十一時から翌午前三時

ハ 変更年月日

平成二十年一月三十日

ニ 届出年月日

平成十九年五月二十九日

二 縦覧期間

平成十九年六月十五日から平成十九年十月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年六月十五日から平成十九年十月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、

川里広島土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及

び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

を「六、〇〇〇万円」に改め、同項発注標準額の建築一式工事の欄中「四、〇〇〇万円」を「一、三〇〇万円」に改め、同項発注標準額のほ装工事の欄中「七〇〇万円」を「二五〇万円」に、「二、五〇〇万円」を「五、〇〇〇万円」に改め、同項発注標準額の電気工事の欄及び管工事の欄中「七〇〇万円」を「二五〇万円」に、「三、〇〇〇万円」を「四、〇〇〇万円」に改め、同表C級の項発注標準額の土木一式工事の欄中「八〇〇万円」を「二五〇万円」に、「二、〇〇〇万円」を「三、〇〇〇万円」に改め、同項発注標準額の建築一式工事の欄中「一、三〇〇万円」を「二五〇万円」に改め、同項発注標準額のほ装工事の欄中「七〇〇万円」を「一、五〇〇万円」に改め、同項発注標準額の電気工事の欄及び管工事の欄中「七〇〇万円」を「一、〇〇〇万円」に改め、同表D級の項発注標準額の土木一式工事の欄中「八〇〇万円」を「一、〇〇〇万円」に改め、同表第二項を削り、同条第三項中「技術」の下に「又は工事管理」を加え、「災害復旧工事」及び「ほ装工事」を「建設工事」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則

この告示は、平成十九年七月一日から施行し、改正後の埼玉県建設工事請負等競

争入札参加者の資格等に関する規程の規定は、同日以後に公告する一般競争入札又は公示する指名競争入札から適用する。

埼玉県告示第九百九十四号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月十五日
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号
平成十九年三月二十八日
指令行整第一八〇〇九四〇号

二 検査済証番号

三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡騎西町大字上種足字三番四
六〇一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
一 さいたま市見沼区東大宮四丁目六三
株式会社 住宅バスターズ
代表取締役 橋本 幸一

埼玉県農林総合研究センター所長告示第六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成十九年五月に収去した飼料等の試験結果

1 栄養成分に関する検査

の概要を次のとおり公表する。

平成十九年六月十五日

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁雄

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要										備考		
				粗たん白 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシウム %	リン %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	ペクチン消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他(水分) %
株式会社トーヨーミルズ 静岡営業所 静岡県静岡市清水区新港町2番地	H19.5.11 埼玉糧穀株式会社 川越市砂68-1	豊年イエロー乳牛用	19.3	16.0以上	2.0以上	11.0以下	10.0以下	0.50以上	0.40以上						12.4	
同上	同上	豊年ユニレット乳牛用	19.4	25.0以上	3.0以上	11.0以下	10.0以下	0.60以上	0.40以上						11.2	
				26.9	4.7	4.9	7.2	1.26	0.56							

株式会社トーオイルミ ルネ静岡営業所 静岡県静岡市清水区新 港町2番地	H19.5.11 埼玉精穀株式会社 川越市砂68—1	豊年ソヤレット乳牛 用	19.4	18.0 以上	2.0 以上	11.0 以下	10.0 以下	0.50 以上	0.40 以上										12.6
同 上	同 上	豊年ヘルシーブレソ ンF乳牛用	19.4	18.0 以上	2.0 以上	12.0 以下	10.0 以下	0.60 以上	0.30 以上										12.4
全国酪農業協同組合連 合会東京支社 東京都中央区銀座4— 9—2	H19.5.14 埼玉酪農業協同組合 深谷市荒川2172	アルテアルテラテ ラ	19.4	13.0	1.5	29.7	8.1	0.77	0.24										12.6
森永乳業株式会社埼玉 酪農事務所 深谷市荒川2172	同 上	オートハイ	19.5	4.7	1.4	24.4	3.7	0.13	0.14										12.9
全国酪農業協同組合連 合会東京支社 東京都中央区銀座4— 9—2	同 上	カナダチモシー	19.5	4.6	1.4	29.2	4.4	0.17	0.11										10.1
同 上	同 上	スターダソ	19.4	5.0	0.9	31.2	7.1	0.27	0.20										8.8
雪印種苗株式会社鹿島 工場 茨城県神栖市東深芝2 番地13	同 上	ゴールF74Y	19.4	17.0 以上	2.0 以上	10.0 以下	10.0 以下	0.60 以上	0.45 以上										12.5
中部飼料株式会社鹿島 工場 茨城県神栖市東深芝2 の4	同 上	森永のぞみ17	19.5	17.0 以上	2.0 以上	15.0 以下	10.0 以下	0.80 以上	0.40 以上										12.1
鹿島飼料株式会社鹿島 工場 茨城県神栖市東深芝4 番地2	H19.5.14 株式会社奥隅商店 熊谷営業所 熊谷市大字高柳6 —7	アルニ印配合飼料サ ウレソンド	19.3	17.0 以上	6.0 以上	7.0 以下	8.0 以下	0.80 以上	0.65 以上										12.6
同 上	同 上	アルニ印配合飼料ハ イリッター	19.3	15.0 以上	3.0 以上	8.0 以下	9.0 以下	0.70 以上	0.55 以上										12.2
株式会社岡安商店平方 工場 越谷市大字平方1004— 2	H19.5.15 同	脱脂糖	19.5	18.2	1.9	9.0	12.0	0.06	2.90										12.5

(注) 1 飼料の名称の欄中の「㊟」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄にあつては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があつた場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	備考
全国酪農業協同組合連合会東京支社 東京都中央区銀座4—9—2	埼玉酪農業協同組合 深谷市荒川2172	飼料	アルファルファ	19.4	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
森永乳業株式会社埼玉酪農事務所 深谷市荒川2172	同 上	飼料	オーツヘイ	19.5	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
全国酪農業協同組合連合会東京支社 東京都中央区銀座4—9—2	同 上	飼料	カナダチモシー	19.5	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
同 上	同 上	飼料	スーダン	19.5	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
株式会社岡安商店平方工場 越谷市大字平方1004—2	同 左	飼料	脱脂糠	19.5	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「㊟」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

埼玉県農林総合研究センター所長告示第七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七十七号)第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成十九年六月十五日

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁 雄

平成19年4月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			検査項目	検査指摘事項	
米ぬか油かす及びその粉末	ポーソー油脂株式会社	5.5米ぬか油かす粉末	主成分—TN、TP、TK		

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るよう必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、及び混合した試料1点について検査した結果である。

- 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量

埼玉県農林総合研究センター所長告示第八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成19年4月分

平成十九年六月十五日

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁 雄

特殊肥料の指定名	生産(輸入又は販売)者	届出	検査の結果										備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他の検査		
たい肥	青木雄治	青木堆肥	0.6	0.5	1.1	5	33	0.9	18	70.4			
	横山達一	横山堆肥	0.7	0.8	1.1	10	54	1.2	18	58.1			
	八木原毅	牛ふん堆肥	1.1	1.4	2.5	25	151	1.5	21	45.1			
	松本恒男	松本堆肥	2.3	3.6	3.5	17	291	1.8	14	15.0			
	長谷川聖一	牛ふんオガクズ堆肥	2.0	4.3	4.2	43	265	3.1	15	17.1			
	富澤淳	オガ発酵牛ふん堆肥	0.7	0.8	1.1	28	67	1.1	23	62.8			
角哲夫	ニューグリーンパワー		1.0	2.5	2.7	11	103	0.8	19	51.7			

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

- TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年六月十五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 狭山市停車場線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	狭山市富士見一丁目六〇二三番一地先		一三・三三	一八・三五	変更箇所は関係図面に表示したとおり。
旧			一六・一〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年六月十五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
狭山市停車場線	狭山市富士見一丁目六〇二三番一地先	平成十九年六月十五日	延長 一八・三五メートル

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成十九年六月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢狭山線
- 三 道路の区域

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	狭山市大字水野字月見野四四〇番一地先から同市大字水野字月見野四三八番十八地先まで		一一・四〇〇 一一・四〇〇	一八三・〇〇	道路街路整備工事
旧			九・二〇〇 一一・四〇〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十九年六月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	供用開始の区域	間	供用開始の期日	備考
所沢狭山線	狭山市大字水野字月見野四四〇番一地先から同市大字水野字月見野四三八番十八地先まで		平成十九年六月十五日	延長 一八三・〇〇メートル

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年三月二十日

第一八〇二〇三〇号

二 検査済証番号

平成十九年六月八日

第一九〇〇三九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字小用字山下一四〇

一三、一四一一五、一四一一七、一四

一―六の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区桜台一丁目二二―一

松本 貞身

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成十九年六月十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第三号	平成十九年六月七日	秩父郡皆野町大字皆野字上土京二七五八番一	四・二〇	二六・四一	秩父郡横瀬町大字横瀬四二二三番地三 アピ アランス三番館 株式会社 松崎住宅産業 代表取締役 松崎久雄

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十

一号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

指令行整第一八〇〇五八一号

二 検査済証番号

平成十九年六月七日第二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字佐波字六町九

九一一、九九二一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

羽生市南八丁目十三番地十九号フア

ミール花咲二〇一

上岡 祥

一 許可番号

平成十九年六月六日

埼玉県病院事業告示第九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり指名競争入札に付する。

平成十九年六月十五日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立循環器・呼吸器病センター清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成19年10月1日から平成20年9月30日まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用

される事業者であること。

(2) 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用

する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA級に格付けされた者で、指名を受けたものであること。

3 指名されるために必要な要件

(1) 平成19年3月31日以前の過去5年間に官公庁において清掃業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(2) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に定める基準に適合する者であること。

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号(総合管理業)又は旧6号(一般管理業)の事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

(4) 事故の発生又は要請があった場合には、迅速かつ適正に対応できる者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒360-0105 埼玉県熊谷市板井1696番地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管理部署財担当 柴田美子
電話048-536-9900(代表)

(2) 入札説明書の交付方法
入札説明会において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県立循環器・呼吸器病センター 平成19年7月19日(木) 午後3時

(4) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県立循環器・呼吸器病センター 平成19年7月27日(金) 午後3時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管理部署財担当

平成19年7月26日(木) 午後5時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第143条第2項において準用する第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公示に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、著しく低い価格を記載した入札書の場合は、契約の内容を履行することができることを確認するため、当該入札者に照会することができるものとする。

(6) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Cleaning

Service, Saitama Prefectural Cardiovascular and Respiratory Center 1 Set

(2) Time-limit for tender : 3 : 00 p.m.27, July, 2007. (tender submitted by mail 5 : 00 p.m.26, July, 2007)

(3) Contact point for the notice : Property Management Section, Hospital

Management Division, Cardiovascular and Respiratory Center, Itai 1696,
Kumagaya-shi, Saitama-ken 360-0105 Telephone : 048-536-9900

埼玉県医師会理事長第十号
M.T.O.に基づいて政府医業に関する規定の適用を受ける医業に関する「医師の業務」の名称を指す。

平成十九年六月十五日

埼玉県医師会理事長 田中 隆 啓

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立がんセンター清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成19年10月1日から平成20年9月30日まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立がんセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA級に格付けされた者で、指名を受けたものであること。

ること。

3 指名されるために必要な要件

(1) 平成19年3月31日以前の過去5年間に官公庁において清掃業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(2) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合する者であること。

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号（総合管理業）又は旧6号（一般管理業）の事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

(4) 事故の発生又は要請があった場合には、迅速かつ適正に対応できる者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地 埼玉県立がんセンター事務局管理部管財担当 増茂 直人 電話048-722-1111（代表）

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明会において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県立がんセンター本館2階会議室 平成19年7月19日（木）午後3時

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県立がんセンター本館2階会議室 平成19年7月27日（金）午後3時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県立がんセンター事務局管理部管財担当 平成19年7月26日（木）午後5時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の1以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第143条第2項

において準用する第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の1以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公示に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、著しく低い価格を記載した入札書の場合は、契約の内容を履行することができることを確認するため、当該入札者に照会することができるものとする。

(6) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Cleaning Service,Saitama Prefectural Cancer Treatment Center 1 Set

(2) Time-limit for tender : 3 : 00 p.m.27, July, 2007. (tender submitted by mail 5 : 00 p.m.26 July.2007)

(3) Contact point for the notice : Property Management Section,Hospital Management Division,Cancer Treatment Center, Komuro 818, Ina-Machi, Saitama-ken 362-0806, Telephone : 048-722-1111



埼玉県保健福祉部健康課 11号

MEIOに替へて改定価格に關する協定の適用を促す懸案について、次のとおり指名競争入札にせよ。

平成19年6月15日

埼玉県保健福祉部健康課 部長 豊

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立小児医療センター清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成19年10月1日から平成20年9月30日まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立小児医療センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA級に格付けされた者で、指名を受けたものであること。

3 指名されるために必要な要件

(1) 平成19年3月31日以前の過去5年間に官公庁において清掃業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(2) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合

する者であること。

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号(総合管理業)又は旧6号(一般管理業)の事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

(4) 事故の発生又は要請があった場合には、迅速かつ適正に対応できる者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター事務局管理業務部管財担当 関根和則 電話048-758-1811(代表)

(2) 入札説明書の交付方法
入札説明会において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県立小児医療センター 平成19年7月19日(木) 午後3時

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県立小児医療センター 平成19年7月27日(金) 午後3時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県立小児医療センター事務局管理業務部管財担当 平成19年7月26日(木) 午後5時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第143条第2項において準用する第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公示に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、著しく低い価格を記載した入札書の場合は、契約の内容を履行することができることを確認するため、当該入札者に照会することができるものとする。

(6) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Cleaning Service,SAITAMA CHILDREN'S MEDICAL CENTER 1 Set

(2) Time-limit for tender : 1 : 00 p.m.27, July, 2007. (tender submitted by mail 5 : 00 p.m.26, July, 2007)

(3) Contact point for the notice : Property Management Section,Hospital Management Division, SAITAMA CHILDREN'S MEDICAL CENTER, Magome 2100, Iwatuki_ku, Saitamashi, Saitamaken 339-8551, Telephone : 048-758-1811

埼玉県病院事業回示第十二号

本回示に基づいて政府調達に関する協定の適用を受けられる調達について、次のとおり指名競争入札とする。

平成十九年六月十五日

埼玉県病院事業管理課 伊能 豊

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び数量
埼玉県立精神医療センター清掃業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間
平成19年10月1日から平成20年9月30日まで
ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。
 - (4) 履行場所
埼玉県立精神医療センター及び埼玉県立精神保健福祉センター
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA級に格付けされた者で、指名を受けたものであること。
- 3 指名されるために必要な要件
 - (1) 平成19年3月31日以前の過去5年間に官公庁において清掃業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (2) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合する者であること。
 - (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号（総合管理業）又は旧6号（一般管理業）の事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2 埼玉県立精神医療センター事務局管理業務部管財担当 山田佳子 電話048-723-1111（代表）
 - (2) 入札説明書の交付方法
入札説明会において交付する。
 - (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県立精神医療センター本館2階研修室 平成19年7月19日（木）午後3時
 - (4) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県立精神医療センター本館2階研修室 平成19年7月27日（金）午後3時
 - (5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県立精神医療センター事務局管理業務部管財担当 平成19年7月26日（木）午後5時
- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の1以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第143条第2項において準用する第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の1以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - (3) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公示に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、著しく低い価格を記載した入札書の場合は、契約の内容を履行することができることを確認するため、当該入札者に照会することができるものとする。

(6) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : Cleaning Service, Saitama Prefectural Psychiatric Hospital 1 Set
- (2) Time-limit for tender : 3 : 00 p.m.27, July, 2007. (tender submitted by mail 5 : 00 p.m.26, July, 2007)
- (3) Contact point for the notice : Property Management Section, Hospital Management Division, Psychiatric Hospital, Komuro 818-2, Ina-Machi, Saitama-ken 362-0806, Telephone : 048-723-1111

埼玉県教委告示第二十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり
招集する。

平成十九年六月十五日

埼玉県教育委員会委員長

- 一 号 埼玉県教育局教育委員会室
- 二 議題 埼玉県立近代美術館協議会委員の委嘱及び任命について

埼玉県選管告示第六十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十九年六月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長

高 篠 包

一 日時 平成十九年六月十九日 午後

二時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 埼玉県知事選挙について

ロ その他

石川 正 夫

一 日時

平成十九年六月二十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)	県	埼玉県選挙管理委員会 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇一(代表)
-----	---------------	------	------------------------	-----	------------------------------------------	---	----------------------------------------------------------------------------	-----	--------------------------------------------